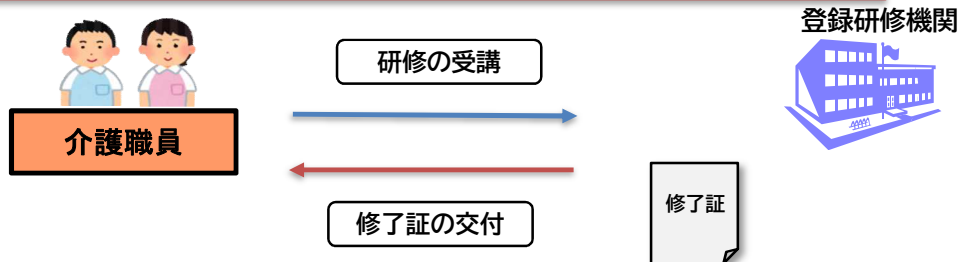


登録特定行為事業者においてたん吸引等の業務ができるまで(概略)

介護職員等がたんの吸引・経管栄養の業務を行うには、次の2点を満たしている必要があります。

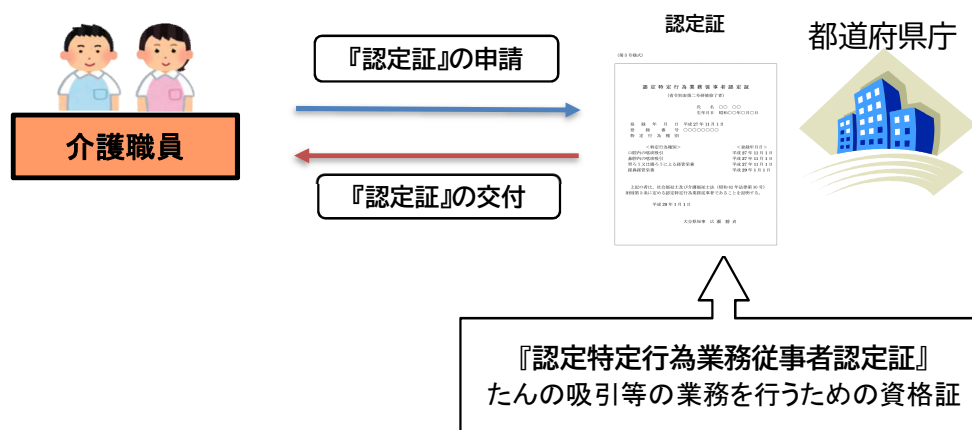
- ①認定特定行為業務従事者認定証を取得していること
- ②就労事業所が登録特定行為事業者であること

- ① 「喀痰吸引等研修」(第1・2・3号研修)を受講する。
実地研修修了後、登録研修機関から「修了証明証」が交付される。



- ② 「修了証明証」を添付し、都道府県に「認定証」の申請をする。

- ③ 県から「認定証」の交付を受ける。



- ④ 医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等の提供を行うことができます。
※所属事業所が事業者登録をしていることが必要

